

職員行動規範

平成18年8月22日承認

① 行動規範の原点

NOSA Iの職員として、その職責・職務を適切に遂行するためには、NOSA Iの基本的使命や社会的責任（農災法第1条・NOSA Iの理念）、組合員の期待を十分に認識・把握して、日常の業務行動や判断がこれらの使命や責任にあったものであるかどうかを常に自覚し行動しなければならない。

② 職務遂行に際しての善管注意義務

a 自己の業務の適正で積極的な遂行

職員は、NOSA Iを職業として選択した職業人であることを常に自覚しなければならない。職業人として求められる様々な責任を負わなければならない。この責任を果たすために、先ず何よりも必要なことは、業務処理をルールに従って「適正に」行うことである。日常業務の中で「忙しさ」や「慣れ」から、定められたルールを省略したり、無視したりすることが結果として「重大な事故・不祥事」につながるということを常に認識しなければならない。

b 秘密の保持

業務を通して組合員や共済関係者の様々な個人情報（資産情報・家族情報等）を知り得る立場にあるが、こうした個人情報は、在職中はもちろんのこと退職後においても業務上知り得た情報は正当な理由なくして他人に漏らしてはならない。また、NOSA Iの業務に関する情報についても、外部に漏らしてはならない機密情報もあり、特に重要書類等の外部持ち出しや紛失等については厳重に注意して取扱わなければならない。

c 業務処理に関する法規制、その他諸規則の遵守

NOSA Iの業務には、農災法での法規制があり、要領・要綱、内部の諸規則で業務処理に関するルールが定められている。ルールを守ることが適正な業務処理の第一歩であり、また、ミスやトラブルを防止するためにルールが設けられている。

職員がこうした法令等に違反し、NOSA Iに損害を与えた場合は、本人はもちろんのこと管理者やNOSA I自体の責任も問われ、損害賠償の責めや信頼低下につながることを肝に銘じ、法令等の厳格な遵守に努める必要がある。

d 職務専念義務

職員には、自らの能力を最大限に発揮してその職務を遂行することが期待されており、勤務時間中は、職務に専念することが労働契約上の基本的な責務である。

e 公私の区別

公私の別をはっきりさせることは、職業人としての基本である。自分の好き嫌いや感情で特定の組合員や共済関係者に有利な配慮や手ごころを加えたりすること

は絶対に許されることではない。節度とけじめをもつこと、馴れ合いにつながらないよう常日ごろからの注意喚起が必要であり、業務に関する不正行為が事実としてあったかどうかということより、疑いを生ずる恐れがある行動自体が問題であり、疑いをもたれないよう留意することが必要である。

③ 私生活と職員倫理

職員は勤務時間外においてもNOSA Iの名誉や信用を損なうような行動や行為を慎む責任がある。職員の行為・行動がNOSA Iの名誉と信用に深く関わっていることを十分に認識することが重要であり、勤務時間外の私生活においても、社会人として、また、NOSA I職員として恥ずかしくない行動をとることが、社会に対する責任でもあり、NOSA Iに対する責任でもある。NOSA I職員は、適格性や資質が問題視されないよう自分自身の管理についても健全性を保つことが求められる。

④ 職場規律の厳守 … 就業規則と職員の責任

就業規則は個々の職員とNOSA Iの雇用契約が内容となっており、職員は就業規則に定められた服務規律（誠実義務・兼職制限・守秘義務等）を守る契約上の責任（義務）を負っていることを忘れてはならない。

NOSA I職員として働くということは、課せられた様々な責任を負うことであり、こうした責任を果たし、職責を全うすることが職員の使命であることを認識し、一人の職業人としての自覚をもち、NOSA I職員としてふさわしい職業倫理を身に付ける必要がある。